

災害派遣福祉チームの派遣決定過程に関する事例研究 —災害派遣福祉チーム派遣における初動期と先遣隊の役割について—

○東北福祉大学 氏名 都築光一 (119)

キーワード：災害派遣福祉チーム・活動マニュアル・先遣隊

1. 研究目的

都道府県行政の災害時における福祉支援体制整備の必要性の認識に関しては、富士通総研の調査によって全国の約8割に及ぶことが確認されている。しかし実際に設立に着手し、チーム員の養成のための研修を定期的実施しているのは、20県に達しておらず、シミュレーション訓練の実施に至っては、2018年度の段階で1府8県と思われる。そのような中で、2018年5月31日付けで厚生労働省社会援護局長が、全国の都道府県知事あてに、災害時広域福祉支援体制の整備に関して通知を发出した。その通知の内容は、都道府県が中心となって、災害時広域福祉支援の会議を設置し、災害派遣福祉チームを編成して、必要な時にいつでも派遣できるように、マニュアルを整備し研修を実施することを推奨しているものである。災害派遣福祉チームのマニュアルの作成と養成研修の実施に関しては、岩手県が最も早く2013年度から着手しており、その有効性は熊本地震や西日本豪雨への県外派遣によって実証されていると言える。特にマニュアルに則って研修を実施することにより、実務的な研修としてのシミュレーション訓練を実施できている点が大きな成果をもたらしていると思われる。

岩手県のマニュアルは、熊本地震の派遣活動やその記録から一部見直しを図ったところであるが、その後においても初動期の実務手順内容などが必ずしも明確ではないため、その手順に関する事項を明確にすることが課題となっていた。そこでこの研究では、災害派遣福祉チーム派遣のための、初動のあり方の基本的事項を整理することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

災害派遣福祉チーム派遣の初動のあり方に関しては、従来の活動マニュアルと実際の派遣手順を照合することにより、今後に向けて必要と思われる事項を整理するため、典型例と思われる事例によって検証することとした。具体的には、2016年台風10号被害への派遣の実務手順を通じて、検証することとした。このための具体的な検証作業としては、岩手県災害時広域福祉支援機構本部の岩手県と、事務局である岩手県社会福祉協議会の記録によることとした。また、実際の情報を整理する方法としては、時間の経過とともにどのような情報のやり取りがあり、その情報によってどのような判断がなされ、具体的にどのような動きがあったのかを明確にできるように、情報の送受信シートを作成して整理した。

3. 倫理的配慮

この研究の実施に際しては、日本社会福祉学会研究倫理規程およびこの規程に基づく研究ガイドラインにもとづき、岩手県および岩手県社会福祉協議会に事前の了解を得た上で、情報提供いただいた資料等によって実施した。

4. 研究結果

2016年8月30日からの、台風10号災害に関する情報のやり取りに関する情報の提供を得て、その内容を情報送受信シートにて整理した。その結果、岩手県下の市町村の被災状況が逐次明らかになる中で、被災状況が徐々に深刻になってきている市町村が明らかになっていった。交通網やライフラインが被災するに及んで、県は自衛隊の支援要請を行いつつ、被災地における被災者の状況の情報収集に勤しんでいた。そのような中で、被災地に避難所が設置された段階で、県では災害派遣福祉チームの派遣が検討され始めた。事務局である岩手県社会福祉協議会は、被災地の町が極めて広大な面積を有しかつ多くは山間部であるという地理的条件を考慮し、県と事務局が協議の上、先遣隊員の人選を行うこととした。ここまでの点は、マニュアルにはない事項であった。次に先遣隊を派遣する際に、被災地の災害対策本部に県が事前に連絡を行った。先遣隊は災害対策本部に到着すると、被災地の状況や利用可能な道路情報および避難所情報等の情報収集を行い、災害対策本部と協議のうえで、派遣予定避難所の決定と災害派遣福祉チームの派遣規模および宿泊所の確保を行った。ここまでの先遣隊の活動も、マニュアルには具体化されていない点であった。ここまでの先遣隊の活動の報告を受けて、県は派遣を決定すると同時に、事務局では災害派遣福祉チームの登録メンバーに対して一斉メールを発信し、出動の可否についてメールにて返信を求めた。この段階では、県が派遣を決定するまではマニュアルに記載がない事項であり、派遣決定後についてはマニュアルに定めていた事項であることが、あらためて確認された。初動期のマニュアルとして、この段階までの手順が不明であったところなので、この部分をマニュアルに明確にすることとした。

5. 考察

活動マニュアルを作成した段階では、未だ不足部分があると考えていたところであったが、今回の派遣事例を通じたマニュアルとの照合作業の中で、派遣決定までの段階において、初動期の重要部分が不足していることが明らかとなった。この不足部分は、早速補う必要があると思われた。災害派遣福祉チームは、県が派遣する支援チームで、そのチーム員の養成のための研修は、派遣主体である県がマニュアルを定め、そのマニュアルに基づいて研修を実施しなければ、派遣主体も出動するチーム員も、活動内容を見通すことができない。とりわけ初動期における派遣するまでの手順は、チーム員に対する内容ではなく県と事務局のマニュアルであるだけに、派遣の準備状況が問われるところで重要な部分と言える。それだけにマニュアルに不十分な点があれば、これを明らかにする必要があり、その努力を常に惜しむべきではない。派遣される福祉専門職のためにも、今後も引き続き派遣事例に基づいた検証作業を、継続的に実施する必要があると思われた。

○謝辞

本研究に当たっては、岩手県および岩手県社会福祉協議会に多大なご協力を得て実施できました。ここに深く御礼申し上げます。